

# インド予算案2009

---

**Corporate Catalyst India Pvt Ltd**  
イス・シー・イス国際会計事務所グループ

# 目次

- 日系企業にとって良かったこと
- 日系企業にとって悪かったこと
- 直接税関連
- 間接税関連
- 最近の改正事項等のトピック

## 日系企業にとって良かったこと

- 個人所得税の加算税 ( Surcharge ) が廃止されたこと
- 付加給付税 ( Fringe Benefit Tax ) が廃止されたこと
- 移転価格に関する 'Safe Harbour' の概念が導入されること

## 日系企業にとって悪かったこと

- ▶ 法人税率の引き下げがなかったこと
- ▶ 最低代替税 ( Minimum Alternative Tax ) の税率が  
10%→15%に引き上げられたこと
- ▶ 弁護士の法務コンサルティングサービスがサービス  
税の対象となったこと

# 直接税関連 ( その1 )

- 法人税
  - 法人税率の変更はなかった
  - 教育税は3% ( Education Cess 2% + Secondary & Higher Education Cess 1%)のまま
  - 現在の税率は以下 :

会社の種類	税率
内国会社	30% *1
外国会社	40% *2

\*1 : 所得が1,000万ルピーを超える場合、10%の加算税

\*2 : 加算税は2.5%

✓ 実効税率は ?

# 直接税関連 ( その1 )

## ▶ アジア各国の税率 ( 御参考情報 )

インド	フィリピン	中国	インドネシア	タイ	ベトナム	( 単位: % )
33.99	30	25	28	30	25	

韓国	マレーシア	台湾	シンガポール	香港	日本
24.5	25	25	17	16.5	41

✓傾向は？

# 直接税関連 ( その2 )

- 個人所得税
  - 課税最低限が引き上げられた
  - 10%の加算税 ( Surcharge ) が廃止された

Rs : インドルピー

改正前		改正後	
所得	税率	所得	税率
150,000Rsまで*1	Nil	<u>160,000Rsまで</u> *1	Nil
150,000Rs超 300,000Rsまでの部分に対して	10%	160,000Rs超 300,000Rsまでの部分に対して	10%
300,000Rs超 500,000Rsまでの部分に対して	20%	300,000Rs超 500,000Rsまでの部分に対して	20%
500,000Rs超*2	30%	500,000Rs超*2	30%

\*1 : 女性及び高齢者に対する非課税上限額は、180,000ルピー及び225,000ルピーから190,000ルピー及び240,000ルピーにそれぞれ引き上げられた。

\*2 : 従来は所得が100万ルピーを超える場合、10%の加算税が課されていたが、廃止された。

✓ 影響は？

# 直接税関連 ( その2 )

## ➤ 影響額

前提： 課税所得 1,500,000ルピーの場合

従来		変更後	
$(300,000-150,000) \times 10\% =$	15,000	$(300,000-160,000) \times 10\% =$	14,000
$(500,000-300,000) \times 20\% =$	40,000	$(500,000-300,000) \times 20\% =$	40,000
$(1,500,000-500,000) \times 30\% =$	300,000	$(1,500,000-500,000) \times 30\% =$	300,000
小計	355,000	小計	354,000
$355,000 \times 10\% =$	35,500	加算税は廃止	n/a
小計	390,500	小計	354,000
$390,500 \times 3\% =$	11,715	$354,000 \times 3\% =$	10,620
合計	402,215	合計	364,620

➡ 37,595ルピーの減税効果

## 直接税関連（その3）

- ▶ 企業内での研究開発費の割り増し償却（1.50倍）

（従来） 特定の業種のみ対象



（変更後） すべての業種が対象

✓影響は？

## 直接税関連（その4）

- 最低代替税（MAT：Minimum Alternative Tax）について
- 最低代替税とは、法人所得税が「帳簿上の利益（Book Profit）の10%を下回る場合、当該「帳簿上の利益」が所得とされその10%を法人所得税として支払うという制度

(従来)

- ・ 税率は10%
- ・ 控除期限は7年



(変更後)

- ・ 税率は15%
- ・ 控除期限は10年

✓影響は？

## 直接税関連（その5）

- セクション80IA、80IBにおける、事業開始の期限が延長  
(従来)

発電所： 2008年3月/2010年3月

精油所： 2009年3月



(変更後)

発電所： 2011年3月

精油所： 2012年3月

また、天然ガスプロジェクトも対象に

✓背景？

## 直接税関連（その6）

▶ セクション35ADの導入

(従来) 資本的投資に関する優遇措置なし



(変更後) インフラ関連事業（コールドチェーン設備、倉庫設備、ガス、石油、原油向けパイプラインの敷設など）における、資本的支出（土地、営業権、金融資産を除く）に対して控除を認める。

✓従来との相違？

## 直接税関連（その7）

### ➤ 移転価格税制

1．課税当局により、'Safe Harbour'の概念の導入  
→当局が自動的に承認するような状況を明らかにする

2．実際の取引価格と独立企業間価格（'Arm's Length Price'）とが5%以内の乖離の場合は、修正の必要はなし。

✓従来との相違？

# 直接税関連 ( その8 )

- 賃貸料、請負契約に基づく支払いに関する源泉徴収税率の見直し

内容	税率 (%)		
	現在	↑↓	変更後
<b>賃借料</b>			
➤ 機械設備の使用	10	↓	2
➤ 土地、建物、家具の使用			
- 個人/ HUFs に対するもの	15	↓	10
- 上記以外	20	↓	10

- ・ 支払い先のPANがない場合は、税率は20%となる。
- ・ 居住者への支払 ( 給与支払いを除く ) は、加算税と教育目的税を免除

PAN : Permanent Account Number

✓ 影響は ?

## 直接税関連（その9）

▶ 源泉徴収税に関する査定期限について

(従来)

特定の期限なし



(変更後)

- ・ 支払いを受ける者が居住者の場合： 申告から2年
- ・ 申告書を提出していない場合： 支払から4年
- ・ 支払いを受ける者が非居住者の場合： 期限無し
- ・ 2008-09年以前の前ものは、2011年3月末までに完了

✓ 影響？

## 直接税関連（その10）

- 再査定の際の調査について

(従来) 関連する事項のみ



(変更後) 関連事項以外も

✓ 影響は？

## 直接税関連 ( その11 )

### ▶ 不服申し立ての手段

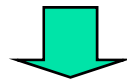
CIT : Commissioner of Income Tax (Appeals)

ITAT : Income Tax Appellate Tribunal

HC : High Court

SC : Supreme Court

(従来)                      CIT→ITAT→HC→SC



(変更後)                      **DRP ( Dispute Resolution Panel )**  
経由での申し立て

- ・ 対象 ( 'Eligible Assesses' ) : 外国企業、移転価格で不利な課税を受けたインド法人
- ・ 9ヶ月以内に裁定
- ・ 裁定は双方を拘束し、ITATに上告可能

✓影響は？

## 直接税関連（その12）

### ➤ 付加給付税（Fringe Benefit Tax）の廃止 付加給付税とは

- ・ 従業員に対して与えている特定の付加給付に対して雇用主が一定の税金を支払う制度
- ・ 税率： 30%
- ・ 税額の算出過程：  
付加給付税 = 特定の支出×掛け目×付加給付税率

✓ 影響は？ 留意事項は？

## 直接税関連（その13）

- 固有の識別番号（DIN：Document Identification Number）の付与

(従来)  
個

税務当局のやりとりについて、  
別の識別番号なし。



(変更後)

すべてのやりとりにDINを付与

✓背景は？

## 直接税関連（その14）

- 富裕税（Wealth Tax）が免除される上限

(従来) 1,500,000 ルピー



(変更後) 3,000,000 ルピー

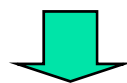
✓ 影響は？

## 直接税関連（補足）

➤ 新所得税法の公表

(現状)

**Income Tax Act , 1961**



(変更後)

**新しい所得税法**

✓ 時期は？ 他の法令は？

## 間接税関連 ( その1 )

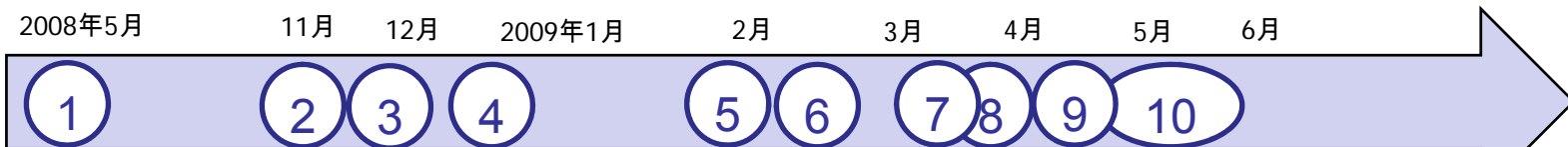
間接税	2007年 税率(%)		2008年 税率(%)	景気 刺激策		2009年 税率(%)
関税 ( Custom Duty )	10	↔	10		↔	10
物品税 ( Excise Duty )	16	↓ ↔	14	8 (▲6)	↔ ↔	8
サービス税 ( Services Tax )	12	↓	12	10 (▲2)	↔	10
中央販売税 上記には教育目的税3%が別途課される。 ( Central Sales Tax )	3		2			2
✓ 2010年のGST ( Goods & Service Tax ) 導入は？						

## 間接税関連（その2）

- ▶ サービス税関連
  - ▶ 対象となるサービスの増加
    - ・ 鉄道による商品の輸送
    - ・ 沿岸及び国有を含む国内水路における商品輸送
    - ・ 法務コンサルティングサービス(個人の場合を除く)
    - ・ 美容整形（トラウマや先天的なケースを除く）

✓影響は？

# 最近の改正事項等のトピック



1. 支店・駐在員事務所設立の条件と手続きに関する公開草案の公表
2. EPF、EPSに関する改正
3. ムンバイ同時多発テロ（11月）、サティアム会計不正問題の発生
4. 景気刺激策の公表（12、1、2月）
5. 日本におけるIFRSの導入に関する中間報告の公表
6. 間接投資に関するプレスノートの公表
7. 会社秘書役任命義務の基準の変更
8. 源泉徴収に関する判決 TDS
9. 日本における海外子会社からの配当金に係わる益金不算入制度の導入
10. 総選挙、予算案の発表（7月6日）

## 支店・駐在員事務所の設立

➤ 2008年5月6日付け公開草案の内容

- ・ 許可される活動内容
- ・ 追加の事務所
- ・ 期間について

他

✓最終的な内容は？ 実務への影響は？

# EPF、EPSについて

EPF: Employee's Provident Fund  
EPS: Employee's Pension Scheme

## ➤ 改正事項の内容

- 2008年11月1日より
- 外国人従業員に対しても適用

✓問題点は？

# 間接投資に関するガイドラインの公表

## 1 ) Press Note No 2 ( 2009 Series )

- ‘外国投資’の割合を計算する際のガイドライン
- 従来は間接投資に関して基準が統一されていなかった
- 基準を統一しより透明性を持たせることを意図したもの

## 2 ) Press Note No 3 ( 2009 Series )

- 外資規制分野における持分もしくは支配の移転 ( インド居住者→インド非居住者 ) に関するガイドライン
- 一定の要件のもと当局の承認を義務付け
- 外資規制がない業種については対象外

## 3 ) Press Note No 4 ( 2009 Series )

- ‘Downstream investment ‘に関する基準の明確化
- 外資により所有もしくは支配されているインドの会社による投資について

✓ 内容は？

# 会社秘書役任命義務の基準の変更

Rs : インドル

払込資本 ( Rs)	従来		変更後	
	雇用	証明書	雇用	証明書
1百万未満	No	No	No	No
1百万以上 ~ 20百万未満	No	Yes	No	Yes
20百万以上 ~ 50百万未満	Yes	-	Yes/No	No/Yes
50百万以上	Yes	-	Yes	-

2009年3月15日より適用

会社秘書役 : Company Secretary

✓ 既存の会社は？

# 源泉徴収税（TDS）に関する判例

TDS: Tax Deduction at Source

- ▶ 外国法人に対する源泉徴収の義務について
  - ・ 個人所得税の前納制度と源泉徴収について
  - ・ 給与の一部を外国法人が支払っている場合の源泉徴収義務について
  
- ✓ 留意点は？

## 日本における海外子会社からの配当金に係わる 益金不算入制度の導入

### ➤ インドから配当する際の配当税との関連について

#### 1 ) 配当税とは

‘tax on distributed profit’

( 1961年インド所得税法 ( Income Tax Act, 1961 ) 115条  
-0 )

#### 2 ) 税率 : 15%++

#### 3 ) 日本での税務

#### 4 ) 日本での税制改正の影響 ✓ 問題点は？

# 最近の駐在員事務所のPE課税に関する判例（ご参考）

PE: Permanent Establishment

- ▶ 駐在員事務所の活動内容が本社のPEを構成するとしてインドで法人所得税を課税
  - ・ 半導体設備の販売会社のインド駐在員事務所
  - ・ 顧客開拓、引き合いの取り次ぎ業務
  - ・ 請求書は本社が発行

✓ポイントは？

# 日本でのPE課税事例（ご参考）

PE: Permanent Establishment

- ▶ **アマゾン・ドット・コム**の関連会社が、東京国税局から**140億円前後の追徴**
- ・ 日本法人（2社）は、販売業務、物流業務を受託
- ・ 米国から**コミッション**を対価として支払い

出処: 平成21年7月5日付け 朝日新聞 朝刊

✓問題点は？



# エス・シー・エス国際会計事務所グループのご紹介



設立: 2002年9月  
代表: 少徳 健一 (日本国公認会計士、米国公認会計士)  
本部: シンガポール  
日本: SCS国際有限責任監査法人、SCS国際税理士法人、  
SCS国際コンサルティング株式会社  
〒105-0003  
東京都港区西新橋2-16-2  
全国たばこセンタービル10F ( <http://www.scsglobal.co.jp> )  
Phone: +81-3-5403-7117  
Fax: +81-3-5403-7118

海外事務所: 韓国、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、タイ、  
シンガポール、インドネシア、インド、米国

インド法人名: Corporate Catalyst (India) Pvt Ltd  
KS House, 118 Shahpur Jat, New Delhi 110049, India  
Phone: +91-11-4100-9999 Fax: +91-11-4100-9990  
<http://www.ccindia.com>

インド担当:  
インド駐在 西海枝 (さいかち)

[saikachi@scsglobal.co.jp](mailto:saikachi@scsglobal.co.jp)

日本

牧

[maki@scsglobal.co.jp](mailto:maki@scsglobal.co.jp)

- ◆ 日本企業のアジア各国及びアメリカでの
  - ◆ 進出支援業務
  - ◆ 政府当局への申請業務
  
- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける以下の業務
  - ◆ 会計監査業務及びこれに付随するコンサルティング業務
  - ◆ 税務申告及び税務コンサルティング業務
  - ◆ 会計ソフトウェア導入コンサルティング
  - ◆ 内部管理システム導入コンサルティング
  - ◆ 内部監査業務
  - ◆ 記帳代行業務
  
- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける事業再編・撤退サポート業務
  
- ◆ 労務コンサルティング
- ◆ 法務コンサルティング ( 契約書の草案作成等を含む )
- ◆ 外国企業の日本進出支援業務

## CCI/ASAの業務内容

### サービス内容

- 税務 – 駐在員、移転価格
- コンプライアンス – 記帳代行、IFRSs、J-SOX
- 監査 – 法定監査、内部監査
- 調査 – 市場調査/産業分析
- 設立 – インド進出戦略、認可取得
- トランザクション – M&A、再編、撤退アドバイザー

# Key メンバー

Ashok Desai  
Chairman

Economist and business writer, former Chief Consultant to the Ministry of Finance, Government of India; 1991-1993



Arjun Asrani  
Vice Chairman

Expert on International Affairs, former Indian Ambassador to Japan, Thailand and Libya and Consul General in New York, conferred the *Grand Cordon of the Order of the Rising Sun* by His Majesty the Emperor of Japan



Rajiv Arya *FCA*  
Director  
(Assurance & Compliance Services)



Tatsundo Maki *CPA*  
Director (India)



Ajay Sethi *FCA*  
Managing Partner & Director  
(Business Advisory Services)



Sateesh Kulkarni *MBA*  
Director  
(Market Intelligence)



Pankaj Bajjal *FCA*  
Director  
(Transaction Advisory Services)



Sunil Arora *FCA*  
Director  
(Taxation)



Parveen Kumar *FCA*  
Director  
(Assurance & Compliance Services)



P R Jayakumar *FCA*  
Director  
(Assurance & Compliance Services)



Anil Mehta *FCA*  
Director  
(Assurance & Compliance Services)

# Global ネットワーク



National and International Offices

## CCI/ASAの特徴

- 会計事務所としてインド-日本初のジョイントベン

チャー

- クライアントの約70%が日系企業
- インド全土で150名以上の専門家を配置
- 20年以上の業務歴



**THANK YOU**